

令和2年度  
包括外部監査結果報告書  
(概要版)

林業及び水産業行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

令和3年3月

高知県包括外部監査人

斉藤 章

## 目 次

第1． 包括外部監査の概要	1
1． 監査の種類	1
2． 選定した特定の事件及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3． 事件を選定した理由	1
4． 包括外部監査の方法	2
(1) 監査の要点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	2
(4) 監査の結果の表記方法	3
5． 包括外部監査人補助者	3
6． 包括外部監査の実施期間	3
7． 利害関係	3
第2． 包括外部監査の結果及び意見	4
1． 監査意見一覧	4
2． 主要な監査の結果及び意見	12
(1) 川下施策の重要性について	12
(2) 不要な資産の適時適切な処分について	13
(3) 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について	14
(4) 県単独の森林環境税の今後の対応について	16
(5) 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて	17
(6) 終わりに	17

# 第 1． 包括外部監査の概要

## 1． 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

## 2． 選定した特定の事件及び監査対象期間

### (1) 選定した特定の事件

林業及び水産業行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

### (2) 包括外部監査対象期間

令和元年度（自平成 31 年 4 月 1 日 至令和 2 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 2 年度の一部についても監査対象とした。

## 3． 事件を選定した理由

高知県は、北は四国山地、南は太平洋に面した扇状になっている。県総面積の約 84%が森林で、森林面積割合は全国一位であるとともに、海岸線の総延長は 713km に及ぶ。宿毛市から高知市までの国道 56 号及び高知市から東洋町までの国道 55 号においては、多くの箇所で見え、どこにいても山が見える。高知県においては、山と海とのかかわりは非常に重要であり、県政においても重要な分野といえる。

また、林業及び水産業行政の対象は、主に中山間地域や海沿いの地域であり、人口が遡減している地域である。これらの地域においては、継続的な地域活性化対策を実施しないと、人口減少はますます顕著になり、限界集落の発生も危惧される状況にある。林業及び水産業行政の担う役割は、地域活性化の観点からも重要といえる。

高知県において林業と水産業行政が重要であることは、農林水産部として一つの部として設定されている他県もあるところ、高知県においては『林業振興・環境部』と『水産振興部』とそれぞれ単独の部として設定されているという組織の在り方からも確認することができる。また、令和元年度における林業（環境関連含む）及び水産業行政における当初予算額は 19,349 百万円であり、令和元年 9 月 1 日時点高知県人口

698,121人で除すと、県民一人当たり27千円を超える予算となっており、予算規模の観点からも重要である。

上記のように、県における林業及び水産業行政は非常に重要であり、これらの財務事務の執行及び事業の管理が、法規性、有効性、経済性・効率性の観点から適切に執行されているかを検討することは有意義であると判断し、特定の事件（監査テーマ）として選定した。

## 4. 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 法令等に対する法規性
- ② 事業目的達成のための有効性
- ③ 事務・事業の実施に関する経済性・効率性

上記の監査要点の他に、将来の林業及び水産業行政の健全な財務事務の継続の観点から検討を行った。

### (2) 主な監査手続

- ① 関係者からの状況聴取（ヒアリング）
- ② 関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ 計画との整合性、事業の有効性の検証
- ④ 現場視察及び現物実査

### (3) 監査の対象

- ① 林業振興・環境部及び関連する県出資団体
  - ・ 林業環境政策課
  - ・ 森づくり推進課
  - ・ 木材増産推進課
  - ・ 木材産業振興課
  - ・ 治山林道課
  - ・ 林業大学校
  - ・ 森林技術センター
  - ・ 森林研修センター

- ・ 林業事務所（中央東林業事務所のみ往査）
- ② 水産振興部
- ・ 水産政策課
  - ・ 漁業管理課
  - ・ 漁業振興課
  - ・ 水産流通課
  - ・ 漁港漁場課
  - ・ 内水面漁業センター
  - ・ 水産試験場

#### （４）監査の結果の表記方法

本監査報告書では、監査の結果、「結果」、「意見」の区分で見解を述べている。「結果」は、合規制違反、不当もしくは本来なされるべき事務がなされていないことから是正・改善を求めるものであり、「意見」は、「結果」ではないが是正・改善の提案を行うものである。

### 5. 包括外部監査人補助者

公認会計士	榎	本	浩
公認会計士	竹	下	安司
公認会計士	福	井	智士
その他	上	村	やよい

### 6. 包括外部監査の実施期間

自令和2年7月9日 至令和3年3月29日

### 7. 利害関係

包括外部監査人は、地方自治法第252条の28に規定する欠格事由を有してない。  
また、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

## 第2．包括外部監査の結果及び意見

### 1．監査意見一覧

本報告書（令和2年度 包括外部監査結果報告書（概要版））は、『令和2年度 包括外部監査結果報告書』の内容をコンパクトにまとめたものである。『令和2年度 包括外部監査結果報告書』のことを「本文」と表記している。

本文『第5．包括外部監査の結果及び意見』で述べた「結果」は22件、「意見」は22件であり、その一覧は以下のとおりである。

通し NO.	区分	表題 概要	結果／意見	本文頁
1	全般	個別事業の評価方法について	意見	117
	<p>産業振興計画の個別事業の評価をより単純な形にすることで評価の負担減につながる可能性があることから、今後は、以下の方法を検討することが望まれる。</p> <p>イ)個別事業と具体的な取組の対応関係を明確にしたうえで、個別目標（KPI）の達成状況より、具体的な取組の評価を実施することで個別事業の評価を実施する。</p> <p>ロ)個別事業に関する個別目標（KPI）を明確にし、目標値と実績値を比較することで個別事業の評価を実施する。</p>			
2	全般	分野を代表する目標と戦略目標の実績と評価の開示について	意見	120
	<p>産業振興計画における分野を代表する目標と戦略目標について、目標と実績を比較した一覧表が作成されておらず県民にとって解りづらい状況であることから、これらについて、目標と実績の比較一覧、その結果どのように評価されたか、またどのような対応を行うことにしたのか解りやすくまとめ開示することが望まれる。</p>			
3	産業振興計画	木材利用拡大施策（川下施策）の強化について	意見	123
	<p>林業分野における産業振興計画は、県外への製材品出荷の増加及び県内の製材品消費の現状維持がベースとなっており、木材利用拡大施策（川下施策）が重要となっている。第4期産業振興計画においては、木材利用拡大施策（川下施策）をより充実させる形に改定がなされている。川下施策について、適切な事業設計とPDCAの実行を行うとともに、確実に達成する体制づくりが必要である。</p>			
4	産業振興計画	産業振興計画（林業分野）の長期的な視点について	意見	125
	<p>産業振興計画について、林業においては他の分野以上に長期的な視点が重要になることから、今後も、長期的な展望を十分意識した慎重な計画の立案を期待する。</p>			

通し NO.	区分	表題	結果/意見	本文頁
		概要		
5	産業振興計画	ホームページの公表資料について	結果	126
	<p>県のホームページに公表されている『令和元年度 森林・林業・環境行政の概要』について、掲載されていない事業等があったことから、最終的な資料であるか、開示内容に漏れはないかの確認は慎重に行う必要がある。</p>			
6	産業振興計画	産業振興計画の進捗状況の報告についての効率化	意見	126
	<p>「高知県農林業基本対策審議会」と「産業振興計画フォローアップ委員会」で実施している業務を棚卸し、重複している業務についてはどちらかに統一することで業務の効率化を図ることが望まれる。</p>			
7	林業環境政策課	県単独の森林環境税の今後の対応について	意見	130
	<p>県の森林環境税は令和4年度までとなっている。県の森林環境税について、その目的を踏まえ必要な事業を明確にするとともに、県民の負担の在り方も考慮したうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。</p>			
8	林業環境政策課	実施結果の公表	結果	132
	<p>こうち山の日推進事業について、活動内容を県のホームページに公表することは、「こうち山の日」の認知度の向上に寄与すると考えられるため、事業の活動内容を適宜公表することが必要である。</p>			
9	林業環境政策課	こうち山の日県民参加支援事業の精算報告書の受領と内容の精査	結果	133
	<p>こうち山の日県民参加支援事業について、業務を継続的に外部に委託していくためには、実費全額の報告を受けることにより、事業全体にかかる収支状況を把握することが必要である。</p>			
10	林業環境政策課	こうち山の日推進事業費補助金の補助対象経費の見積もり	意見	134
	<p>こうち山の日推進事業費補助金について、勘定科目の内容について詳細を決めておく必要がある。また、補助対象者に正確な予算書を作成させるとともに、補助金の交付申請があった際に、補助事業者から提出された予算書と申請内容を照合する等により、補助金額の適切性を担保することが必要である。</p>			
11	林業環境政策課	物品の管理	結果	137
	<p>森林技術センターにおいて、物品管理台帳に登載されていないパソコンが保管されていた。私物パソコンの持ち込みは不適切であるため、前任研究者に返却するとともに、職員に対して私物のパソコンを持ち込まないよう周知徹底する必要がある。</p>			
12	林業環境政策課	森林技術センターにおける選考採用職員の増員	意見	137
	<p>森林技術センターにおいて、林業分野の研究の充実のために、一般職の職員の適性や希望を踏まえた配置の工夫とともに、選考職員の増員の検討が望まれる。</p>			

通し NO.	区分	表題		結果／意見	本文頁
		概要			
13	森づくり推進課	経営改革プラン全体に関するモニタリング資料の作成		結果	144
	高知県森林整備公社について、事業計画に対しては、PDCAを回すことで改善が図られているものの、経営改革プランの一部の内容について進捗確認がなされていなかった。経営改革プランのすべての内容について、毎期の実績を一覧としてまとめる形でモニタリングを実施することが必要である。				
14	森づくり推進課	これまでの経験をベースとした長期的視点に立った事業計画の策定		意見	145
	森林整備公社について、経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分に行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえたうえで、長期的視点に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。				
15	森づくり推進課	物品の管理		結果	146
	森林研修センター研修館において、物品の管理状況を実査したところ、使用されていないVHSのビデオデッキとパソコン20台が見受けられた。使用可能な状態にある不要物品は、県庁内の他の所管課等において転用できないかの調査を行い、他の有効活用の方法を模索することが必要である。そのうえで、他に転用見込みのない不要物品については、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。				
16	森づくり推進課	施設の有効活用の検討		意見	147
	森林研修センター研修館について、本来の目的である林業の研修にしか使用されておらず、積極的な有効活用ができていない。採算面や実施体制も考慮したうえで、林業の研修以外の利用を促進することはできないか、施設の積極的な有効活用を検討することが望まれる。				
17	森づくり推進課	補助対象者の年齢の交付要綱での明確化		結果	148
	森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の補助率について、林業事業者が負担する林業退職金共済制度の掛け金に関し、補助対象者が40歳未満の場合3分の1、40歳以上の場合5分の1と交付要綱で定めているものの、いつ時点で40歳であるかが明記されていなかった。今後、交付要綱において、上記の点を明確にすることが必要である。				
18	森づくり推進課	事業別の補助金の交付		意見	149
	林業労働力確保支援センター事業費補助金として、補助対象事業に4つの項目が含まれている。交付要綱上、補助対象事業に含まれる4つの項目がそれぞれ別であるように記載されていることから、4つの項目の総額が予算額を超えているか否かではなく、項目別に判断することが望まれる。				
19	森づくり推進課	補助対象経費とする附帯事務費の明確化		意見	150
	森林整備担い手確保育成対策事業費補助金の附帯事務費について、交付要綱において人件費単価や補助対象経費の範囲等について明記されることが望まれる。				



通し NO.	区分	表題 概要	結果/意見	本文頁
20	森づくり推進課	閲覧可能データの公表	意見	151
	<p>県は森林情報管理システムを保有しており、システム内に森林簿や森林計画図、保安林図、施業履歴図、等高線図などのデータを多数保有している。これらについて、インターネットで開示できるように進めるとともに、県庁で閲覧できるデータの内容を公表することが望まれる。</p>			
21	森づくり推進課	物品台帳の記載方法	結果	152
	<p>物品台帳に「品質形状」を記載する欄があるが、林業大学の物品台帳を確認したところ、『別添仕様書のとおり』とのみ記載されており、型番などの物品を特定できる情報が記載されていないものが多数存在した。物品台帳には、物品管理のための帳簿として必要な情報を正確に登録する必要がある。</p>			
22	木材産業振興課	過年度の包括外部監査の意見に対する措置の実施	結果	154
	<p>県産材加工力強化事業費補助金の補助事業者の要件について、平成28年度の県に対する包括外部監査の意見として指摘されており、県は包括外部監査の結果に対する措置を公表しているものの、公表内容のとおり措置が行われていなかった。措置内容として記載されている内容にしたがって、該当する実施要領を変更する必要がある。</p>			
23	木材産業振興課	目標値の正しい検証	結果	156
	<p>取組方針「県外での土佐材を使用した建築の促進」に対する令和元年度の目標について、「県外での土佐材を使用した住宅等」の全数と誤解を招くおそれのある表現となっていたが、実態は「土佐の木の住まい普及事業を活用した建築棟数」であった。目標値については、実態に合った表現とすることが必要である。</p>			
24	木材産業振興課	県産材の使用要件	意見	158
	<p>CLT建築促進事業費補助金について、構造用として一定量のCLTを使用することを求めているものの、現段階ではCLT利用拡大のため、CLT構築を推進することに主眼を置き県産材の使用まで求めていなかった。将来、交付要件として県産材の使用を条件に含むことが望まれる。</p>			
25	木材産業振興課	実績報告の検証	意見	158
	<p>非住宅建築物木造化促進事業費補助金について、設計書に一定の県産材の使用が明記されていることを確認していたが、実際の県産材の使用について報告を必要としていなかった。補助金の交付後に県産材の使用のわかる資料の提出を求めるように交付要綱を改善することが望まれる。</p>			
26	治山林道課	高知県林道網整備基本計画の目標値の誤った記載について	結果	159
	<p>令和21年度末までに林内の路網密度を50m/haとすることを高知県林道網整備基本計画（以下、「林道網整備計画」という。）に掲げる目標値としていたが、現在では、林道網整備計画を廃止している。しかし、県が公表する他の資料（「高知県の森林・林業・木材産業」）において林道網整備計画を前提とした目標値が誤って記載されていた。公表資料に記載されている誤った情報について、修正するとともに、今後、誤った情報を記載しないよう留意する必要がある。</p>			

通し NO.	区分	表題	結果／意見	本文頁
	概要			
27	水産政策課	かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給金の 交付について	結果	161
	<p>高知県かつお・まぐろ漁業振興資金利子補給について、要綱の目的によると『経営不振に陥っている（中略）事業』に対する利子補給金とされているが、毎期黒字を計上している漁業者へも利子補給金が交付されていた。当該利子補給金の交付の実態は、『振興支援』であることから、今後、同様の判断基準にて当利子補給金の交付を続けるのであれば、実態と合った形に要綱を修正する必要がある。</p>			
28	水産政策課	令和元年度の年間検査計画と実績について	結果	165
	<p>水産業協同組合法の検査について、令和元年度の年間検査計画に対する実績率は72%であったことは問題と考える。また、当年度に検査を実施できなかった組合については、翌年度の検査対象に選定するべきと考える。</p>			
29	水産政策課	指摘事項に対するフォローアップについて	結果	165
	<p>令和元年度に実施された水産業協同組合法の常例検査13組合及び県漁協の3支所について、すべての組合及び支所に対し指摘事項が挙げられており、数年前に実施された前回の検査の指摘事項が改善されていない組合が複数見受けられた。また、令和元年度の検査で当該組合に対する新たな指摘がなされている。前回の指摘事項が改善されておらず新たな指摘事項も認識されているこれらの組合に対しては、検査を実施した翌年もフォローアップとして継続的に検査又は指導を行うことにより改善を図る等、実効性のある計画を立てるべきと考える。</p>			
30	水産政策課	リスクに応じた効果的な検査・指導について	意見	167
	<p>水産業協同組合法の常例検査について、県の過去10年間の検査実績を見ると、全面検査のみ実施されており、部分検査や確認検査は実施されていなかった。また、各組合に対する検査の周期は概ね3～4年に1回であった。各組合のリスクの程度に応じて部分検査や確認検査を実施したり、フォローアップのために翌年も検査を実施するなど、リスクに応じた効果的な検査を実施する必要がある。また、限りある検査資源の配分を工夫し、必要であれば、検査・指導の回数の増加やそれに伴う検査体制の拡充も検討すべきと考える。</p>			
31	水産政策課	常例検査の実効性確保について	意見	168
	<p>水産業協同組合の常例検査の観点から見ても、県1漁協構想が進展し、漁協の合併が進むとともに支所の統廃合が進めば、検査対象が減少すること、また、組合組織の大規模化が進めば、県による内部統制の構築指導、組合の内部監査部門との連携などにより、効果的かつ効率的な常例検査の実現が期待できると考える。</p>			

通し NO.	区分	表題		結果/意見	本文頁
		概要			
32	水産政策課	財務と経理の職務分掌の指導の徹底について		意見	169
	<p>水産業協同組合は零細なところが多く、合併した漁協の支所においても管理担当者が1名のところが少なくない。横領防止の観点からは、経理担当者と財務担当者について完全に分離を図ることが必要であるが、零細な組合や支所においては一人の担当者が経理と財務の業務を兼務している。高知県において、近年だけでも資金の横領事件が複数発生している状況を勘案すると、担当者が横領という犯罪に手を染めることがないように、財務と経理の職務分掌の指導の徹底は重要と考える。</p>				
33	漁業管理課	補助対象経費の最小化、実費精算について		結果	172
	<p>高知県無線漁業協同組合（以下、「無線漁協」という。）が行う漁業指導等の通信業務の補助対象経費とされている旅費交通費について、実費精算されていなかった。少しでも安く抑えること、旅費規程にしたがった実費精算とすることを徹底する必要がある。また、その他の補助対象経費についても、同様の観点でチェックすることが必要である。</p>				
34	漁業管理課	補助対象経費の規程の適切性について		結果	172
	<p>無線漁協が行う漁業指導等の通信業務の支援等に関し、無線漁協の旅費規程を閲覧したところ、役職員全員に対して、鉄道を利用した場合はグリーン料金、水路の場合は1等料金を適用するとされている。過大な水準にあると考えられるものは、補助対象経費とするにあたり是正を求める必要がある。</p>				
35	漁業管理課	交付すべきでなかった補助対象経費について		結果	173
	<p>他の法人から無線漁協に対して実費弁償されているにもかかわらず、補助対象経費として計上されたことから補助金が交付されているものが認識された。当該事例以外にも、同様の事例がなかったか確認を行ったうえで、交付すべきではなかった補助金額を確定させて返還を求めるべきである。また、今後、このような事態が起こらないよう、県としてのチェックのあり方を改善する必要がある。</p>				
36	漁業管理課	補助金交付要綱の名称について		意見	173
	<p>漁業指導通信事業費補助金について、漁業振興を目的とした補助も含まれている。漁業指導通信の他、漁業振興のための一般業務用の漁業通信に係る運営経費に対する補助も含まれていることがわかるような名称とする必要がある。</p>				
37	漁業管理課	無線事業の経営の効率化等について		意見	174
	<p>県1漁協構想には、無線漁協の合併は含まれていないとのことであるが、無線通信業務の効率化を図るため、神奈川県のように、県1漁協構想に含めて統合し、無線業務に関する経営の効率化や財務基盤の強化を図っていくことは必要と考える。</p>				

通し NO.	区分	表題	結果/意見	本文頁
		概要		
38	水産流通課	地産外商活動の更なる拡大について	意見	176
	<p>水産物地産外商推進事業費について、県外の「高知家の魚応援の店」に対して高知県の産地見学会等を実施し、旅費等の補助を行っている。水産流通課に蓄積された当該外商に関するノウハウを農産物・日本酒・焼酎・果物・塩・刃物等に広げ、より一層高知県の生産物の外商を拡大するために、「魚」以外の製品に関心のある事業者についても本事業の対象であることが伝えられるよう運用面での工夫を図ることが望まれる。</p>			
39	水産流通課	補助対象資産の確認について	結果	180
	<p>高知県水産加工施設等整備事業費補助金について、2020年12月までに451,503千円の補助金の交付が行われているが、当該補助金の交付にあたって、実際に補助の対象となった資産が取得され、業務の用に供されているか県として確認が行われていなかった。間接補助事業者である宿毛市が事業の履行確認を現地確認も含め実施しているとしても、県が現地確認を行うことが望ましい。また、当該確認を行う前提として、補助の対象となる資産の明細が必要であるが、概算払請求書に添付されている固定資産明細表では十分といえないことから、誰がみても容易に確認ができるよう書類の整備方法を改善することが必要である。</p>			
40	水産流通課	補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて	意見	181
	<p>企業誘致に関する補助金交付要件について、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議が必要とされている。要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。</p>			
41	内水面漁業センター	備品の管理と処分について	結果	185
	<p>内水面漁業センターにおいて、ビデオカメラ及びデスク型パソコンについては、現在は使用されていないし、今後も使用される見込みはないとのことであった。重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理の際に、物品の状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要がある。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。</p>			
42	内水面漁業センター	倒壊の危険がある施設について	結果	186
	<p>内水面漁業センターにおける10トン恒温水槽棟内にあるコンクリート製の水槽は、鉄筋の腐食が進み、コンクリートにひび割れや剥離が発生しており、修繕をして再度利用できる状態ではなく、倒壊のおそれがあるため、周囲にはロープを張って、立ち入り禁止となっていた。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、適時に対応すべきである。</p>			

通し NO.	区分	表題	結果/意見	本文頁
	概要			
43	水産試験場	備品の管理と処分について	結果	190
	<p>水産試験場において、DL型カッター（重要物品）、冷却装置、デスク型パソコンについては、現在使用されていないし、今後も使用見込みがないため廃棄すべき物品とのことであった。さらに、施設内を視察している途中で、現在使用しておらず、今後も使用見込みがないため廃棄すべき物品が複数認識された。重要物品及び普通物品に係る帳簿と現物の照合や管理の際に、物品の状態（故障等の有無）、利用状況（遊休状態ではないか）をチェックし、必要に応じ修理、所属替え、分属替え、貸付、不用決定・不用廃棄決定、売払い、譲与・減額譲渡の判断を行う必要があると考える。また、修理しても利用できないものや将来的にも利用しないと考えられるものについては、売却、廃棄等の処分の手続きを行う必要がある。</p>			
44	水産試験場	使用していない建物について	結果	193
	<p>水産試験場について、栽培漁業センター用に建設された建物は現在使用されていないものが多く、周辺には雑草が生えたままで保守管理もされていない状況であった。また、倉庫には、不要となった機械等が多数放置されていた。これらの施設については、修理に膨大な費用が見込まれており、今後使用する見込みはないことから、撤去を検討するとのことであった。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況であることから、廃棄処分すべきものを適時適切に判断し、対応すべきである。</p>			

## 2. 主要な監査の結果及び意見

本文にて報告した監査の結果及び意見（以下、「監査結果等」という。）の一覧は上記のとおりであるが、複数の項目で同様の監査結果等が認識されている内容について、以下にまとめた（下記、（1）及び（2））。

また、監査結果等のうち、特に重要と思われる項目について、以下に概要を記載した（下記、（3）～（5））。

他の分野において同様の問題が生じていないか検証し、生じている場合は、必要な措置を講じることを要望する。

### （1）川下施策の重要性について

#### 1) 林業行政及び水産行政の重要性

森林は、国土の保全、水源かん養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、その発揮を通じて県民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。高知県の森林率は全国1位、人工林率は全国2位となっているとともに、人工林は本格的な利用期を迎えている。これらを適切に整備・保全しつつ循環活用することは、高知県内の生活環境や木の文化の維持及び経済政策の観点から重要である。したがって、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められており、産業振興計画に基づいた効果的かつ実効性の高い施策の展開や県民参加の森づくりなどを通じて森林に対する県民の理解を深めるための普及啓発活動等、県の果たす役割は非常に重要である。

また、漁業者の減少や高齢化が進む中においても漁業生産量・生産額を維持し、「若者が住んで稼げる元気な漁村」を実現するためには、漁業環境の維持、デジタル技術を活用した生産性の向上、加工や流通販売による付加価値の向上、及び担い手の育成・確保を図ることが求められる。水産業においても県の果たす役割は非常に重要である。

#### 2) 川下施策を重視した方針の継続

上記のとおり、林業及び水産業に関して県の果たす役割は非常に重要なものであるが、その中でも特に、川下施策、すなわち需要を喚起するための施策が重要と考える。木材製品や水産物の需要が少ないと、川上施策にて設備の導入や雇用の確保をいくら図っても、施策の循環につながらず、林業及び水産業の発展が期待できないからである。川下施策の重要性に関しては、県も同様の認識であり、川下施策の充実を図っているところである。林業に関しては、第4期産業振興計画において、

木材利用拡大施策（川下施策）をより充実させる形に改定がなされている。また、水産業に関しては、「高知家の魚応援の店」に対して高知県の産地見学会等を実施し、外商活動を積極的に行っている。

木材製品及び水産物の需要拡大に関しては、他国の経済活動の振興や物流の発達により国際的な競争がますます激しくなっていること、及び人口減少や高齢化の進展により我が国全体の需要が縮小傾向にあると考えられること等を勘案すると、困難な環境に直面している。

限られた予算の中で各種施策を展開していく必要があることから、川下施策に過度に予算を割り振ることはできないであろうが、林業と水産業に関しては、川下の需要の拡大が川中から川上の施策を牽引していくという考え方を維持し、目標の達成を図るべく、今後も引き続き川下施策を強力で押し進めて頂くよう切に期待するところである。

## （２）不要な資産の適時適切な処分について

内水面漁業センター及び水産試験場における現場視察において、使用される見込みのない資産が多数処分されずに放置されていた。将来世代にとっては負の遺産であり、問題の先送りといわれても致し方ない状況である。また、明らかに不要な資産をいつまでも保有しておくことで、以下の弊害が発生する。

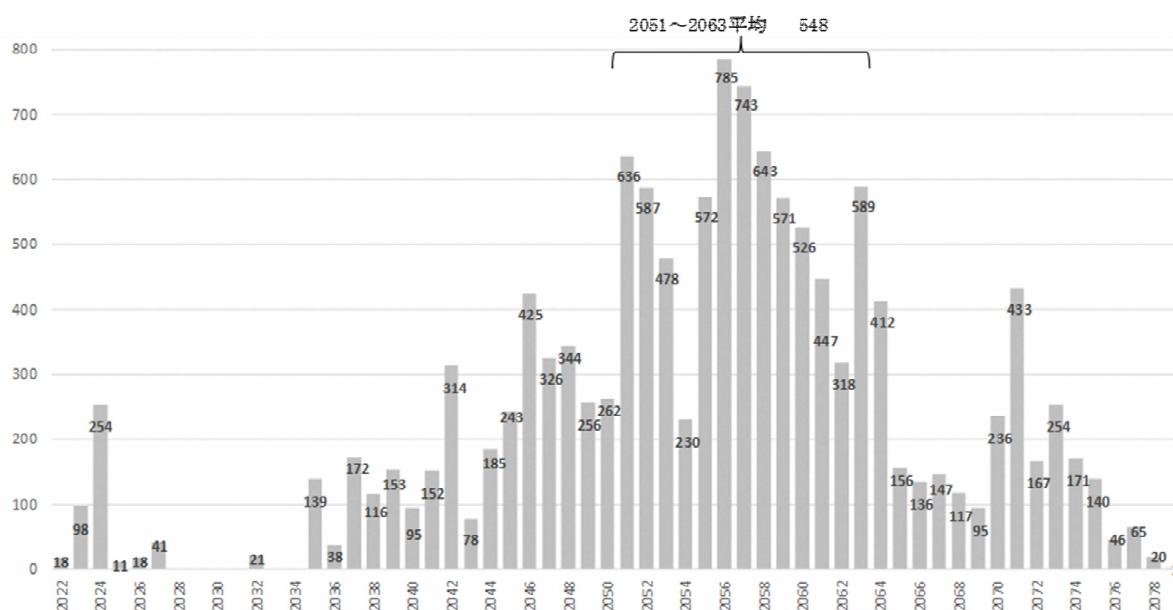
まず、有用な場所を当該資産が占有してしまうことから、業務の効率性が悪化する。次に、邪魔にならない場所に当該資産を移動させるのであれば、そのための手間と場合によってはコストが発生する。不要な資産が増えれば増えるほど、より遠くにより高い場所に移動する必要があることから、当該手間とコストは増大する。さらに、施設に関しては、倒壊のおそれもあること、物理的に出入りが可能であることから子供の侵入等により事故につながる可能性があること、台風の際に飛翔物を発生させてしまう危険性があること、及び津波が来た際には瓦礫と化す危険性があること等により、事故や災害につながる可能性もある。不要な資産をいつまでも保有し続けることで得られるものはない。

この点について、各施設の担当者に質問で確認した結果、処分すべき資産を保有しているという認識は持っていたが、限られた予算の中で優先順位をつけて対応しているとのことであった。限られた予算の中で県民サービスの向上という際限のない業務を担っていることから、ある程度後回しにしてしまうことも理解できなくはないが、上記のとおり、不要資産の処分を先送りにすることで得られるものはなく、弊害のみが発生することから、間接的に県民サービスの低下につながるものであり、望ましい対応とはいえない。今後は、予算を適時適切に確保していくことで、不要な資産を適時適切に処分していくことが必要である。

### (3) 森林整備公社のこれまでの実績に基づく長期的視点の計画について

森林整備公社（以下、「公社」という。）における事業計画達成状況について、事業活動の収支は計画を上回っているものの、主伐面積は、直近8年間の合計で計画969haに対して実績686haと、計画の71%にとどまっている（年平均85.75ha）。公社及び県の関係者が鋭意努力されているものの、全国的にみて木材の需要が伸び悩んでいることもあり、主伐が計画通りに進んでいない。現在のペースでいくと、令和2年3月末時点で約12,800haの森林を有していることから、主伐としてすべての森林を処分し終えるまでに相当長期間を要することになる。また、令和33（2051）年度～令和45（2063）年度に年平均548haの分収林契約が終了することになるが、契約の終了間際ですべて主伐による処分を行うことは現在の進捗状況から判断すると不可能と思われることから、計画的な事業の実施が求められるところである。

経営改革プラン策定時における公社営林事業（公公有林を除く）契約終了年度別面積（ha）



平成24年2月に経営改革プランが策定され、令和2年3月末で8年間経過している。この間、公社及び県の関係者の努力により、厳しい経営環境下でありながら計画を上回る事業活動の収支を計上している。一方で、理事長の民間採用等、経営改革プランのうち一部の項目については達成が難しいものがあるとともに、主伐実績も計画に届かないなど、不採算林の処分については最善を尽くしたとしても実行可能な水準が明らかになってきたといえる。

公社の経営に対して多額の税金が投入されている現在の状況をふまえ、現状の検証を行いながら今後も改革を進めていくべきであり、この点に関しては県の意見も同様



である。有識者による経営改革プラン策定後、それらを達成すべく最善の努力を払ってきたという実績・経験があるからこそ、それらの実績・経験をベースにした事業計画を策定することが必要と考える。現行の第11期経営計画は令和3年度末が終期となっており、令和4年度からは次期計画に沿って公社経営を行っていくこととなる。このため経営改革プランの検証を含め、次期経営計画策定にあたっては、これまでの実績の検証と現状や課題の把握を十分に行い、県内に存する貴重な森林資源の有効活用と県民の将来負担をできる限り少なくするという命題を踏まえたうえで、長期的視点に立った経営計画を策定し、今後も引き続き改革を進めていくことが望まれる。

#### (4) 県単独の森林環境税の今後の対応について

県の森林環境税は令和4年度までとなっており、令和6年度から国の森林環境税が課税されることから、令和5年度以降、県の森林環境税を延長するか、延長するのであればどのような形で延長するのかが問題となる。この点について、現時点では、具体的な内容は明確になっていない。

現在県は、森林環境税活用事業の個別の要綱で国の森林環境税と使途が重複しないように規定し、県の森林環境税を活用する事業と国の森林環境税を活用する事業が区分されている。しかし、名目がいずれも「森林環境税」であり、徴収した税の使途として『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的があることから、二重課税との誤解が生じる可能性がある。県の森林環境税と国の森林環境税が同じ事業で活用されているという誤解をなくすためには、県の森林環境税を廃止することも考えられるが、県の森林環境税を廃止してしまうと、国の森林環境税を活用しない森林整備やシカ被害対策等、必要な事業の予算措置ができなくなることから、県政運営に支障をきたすおそれがある。したがって、今後は以下の点を考慮し、必要な事業を明確にしたうえで、県民の理解を得て必要な事業が実施できるよう延長することが望まれる。

第一に、県の森林環境税の趣旨にそった必要な事業を明確にするとともに、第四期の県の森林環境税を財源とした事業の効果を検証し、効果の低い事業については、縮小もしくは廃止を検討する必要がある。

第二に、『木材利用の促進や普及啓発』という同じ目的の事業については、国の森林環境税を財源とした事業と重複することがないように、県の森林環境税と国の森林環境税を財源とした事業で引き続き使途の整理を行う必要がある。

第三に、これらの事業の整理を行うことで、県の森林環境税と国の森林環境税の目的が明確に異なるものとなることから、二重課税であるという誤解を生じさせないために、名称の変更を検討することが望まれる。なお、他の地方公共団体における森林整備に係る超過課税の名称はさまざまであり、当県においても、実態を反映した県民に受け入れられやすい名称にすることが望まれる。

第四に、現在の県の森林環境税の課税方法を継続すると、個人に対する課税が国の森林環境税と重複することから、県民の負担の在り方について検討することが望まれる。その際には、他の地方公共団体の在り方も参考とし、検討されたい。

第五に、上記の検討・対応を行ったうえで、県の森林環境税の内容について、県民の理解を得るための説明を真摯に行う必要がある。

## (5) 補助金交付要綱の基準の設定と合議でのチェックについて

補助金交付要綱について、その制定に関する決裁者は部局長とされていることから、担当部門で制定することができる。企業誘致の場合、誘致先企業が新たに事業所や工場等を設置することが必要であり、用地取得費用や施設整備費用に対して一定割合の補助を行う場合は、補助金交付額が多額になるケースが多いが、補助金交付要綱を担当部門で制定できることから、水産流通課で制定していた要綱と企業立地課で制定していた要綱で内容が一致していない部分が認められ、異なる内容に解釈することも可能であった。

すなわち、施設を設置する際の用地取得加算について、対象となる施設投資額の5%の補助金が交付されるのであるが、企業立地課の企業立地促進事業費補助金においては、企業指定日より前から取得等をしている土地への施設の設置については用地取得加算が適用されないのに対して、水産流通課における水産加工施設等整備事業費補助金においては、企業指定日という概念が設定されておらず、用地取得日より後に補助金交付申請がなされたケースについても用地取得加算が交付されていたことから、要綱にしたがった補助金交付であるか、明確に判断できる状況になかった。

補助金交付要綱は、各部門で制定することができるものであり、かつ水産加工施設等整備事業費のように単発の事業については、事業ごとに要綱が制定されている。企業誘致に関しては対象となる事業者数が極めて少ないことから、水面下での交渉があった後に実際の支援となることもある。したがって、企業誘致に関する補助金交付要件等金額が多額になるものについては、県全体において一定の基準を策定したうえで、各補助金交付要綱に反映させることが必要と考える。

なお、要綱の制定については、原則として財政課の合議が必要とされている。今後は、上記のとおり企業誘致に関する補助金交付要件等について、県全体において一定の基準を策定したうえで、要綱の内容が当該基準に合致しているか、財政課による合議の際に確認することが必要と考える。

## (6) 終わりに

今回の監査において、林業振興・環境部及び関連する県出資団体の方々、水産振興部の方々、ならびに行政管理課の方々に誠実に対応して頂いた。

深く感謝申し上げます。

以 上